

日本農林規格の見直しについて

「有機畜産物」

23消安第3508号

平成23年10月6日

農林物資規格調査会

会長 阿久澤 良造 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦

有機農産物の日本農林規格等の改正について（諮問）

下記1から4までに掲げる日本農林規格の改正について、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第9条において準用する同法第7条第5項の規定に基づき、貴調査会の議決を求める。

記

- 1 有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号）
- 2 有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号）
- 3 有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号）
- ④ 有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）

有機畜産物の日本農林規格の見直しについて（案）

平成24年1月31日
農 林 水 産 省

1 趣旨

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条の規定及び「JAS規格の制定・見直しの基準」（平成21年8月農林物資規格調査会決定）に基づき、有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）について、特色規格の性格を有するものとして所要の見直しを行う。

2 内容

有機畜産物の日本農林規格について、

- （1）転換期間中有機飼料の給与について、期限付きで給与割合の制限を緩和する
- （2）家畜の病気予防のため、濃厚飼料の給与割合を引き下げる
- （3）家きんについては、自家繁殖できない実態を踏まえ、ひなを購入できることとする
- （4）乳用牛、繁殖用雌牛及び採卵用家きんを有機肉用に転換して飼養する場合の条件について規定する
- （5）解体工程における食肉の消毒又は卵の洗浄に使用する調製用等資材について、生産の実情、国際的な規格等を考慮して追加する等の改正を行う。

有機畜産物について

1 規格の位置付け

有機畜産物のJAS規格では、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産すること等を規定しており、生産方法に明確な特色があると認められることから、「特色規格」として位置付けられる。

2 生産状況及び規格の利用実態

有機畜産物の認定生産行程管理者数 : 8

有機畜産物の認定外国生産行程管理者数 : 20

注：認定（外国）生産行程管理者数は、平成23年5月末現在において報告があったものについて平成23年3月31日分まで集計した数

有機畜産物格付数量

(単位：トン)

区 分	平成20年度		平成21年度		平成22年度	
	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付	国内で格付	外国で格付
牛	0	0	2	0	5	0
鶏	0	0	25	0	21	0
卵	73	0	74	0	69	0
生乳	2,715	1,876	2,581	2,572	2,668	12,680
計	2,788	1,876	2,683	2,572	2,763	12,680

注：外国で格付された有機畜産物は、主に外国で有機加工食品の原材料として使用されているが、外国で消費されたものも含まれる。

他法令等での引用：酒類における有機等の表示基準

(平成12年12月26日国税庁告示第7号)

3 将来の見通し

格付数量は国内及び外国ともに増加傾向にあり、今後も同様な傾向が続くと考えられる。

4 国際的な規格の動向

国際的な規格として、コーデックスの「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に関するガイドライン」(1999年制定)がある。

コーデックス食品表示部会において、使用可能資材としてスピノサド、炭酸水素カリウム、オクタン酸銅等を追加する案が検討されている。

有機畜産物の日本農林規格の改正概要

1 定義の改正

- 有機畜産用飼料及び平均採食量の定義を新設する。

(第3条 定義：改正部分抜粋)

改正案		現行	
用語	基準	用語	基準
有機畜産用飼料	有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料をいう。	[新設]	[新設]
更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し、又は死亡した家畜の頭数を3で除した数以下の頭数の家畜を新たに飼養することをいう。	更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの頭羽数を3で除した数以下の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養することをいう。
平均採食量	家畜1頭又は家きん1羽1日当たりの有機畜産用飼料の給与量と採草放牧地での採食量の合計を乾物重量換算したもの（実数が把握できない場合は、別表3の数値）をいう。	[新設]	[新設]
動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品をいう。	動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品であってビタミン及び無機塩類以外のものをいう。

2 生産の方法についての基準の改正

(1) 畜舎又は家きん舎

- 畜舎及び家きん舎の基準に、湿度及び換気に関する規定を追加する。
- 畜舎及び家きん舎の壁及び床にけがの原因となる突起物がないことを規定する。
- 畜舎及び家きん舎は、十分な容積のある構造であることを規定する。

(第4条 生産の方法についての基準：畜舎又は家きん舎の改正部分抜粋)

改正案		現行	
事項	基準	事項	基準
畜舎又は家きん舎	1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) (略)	1	畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。 (1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。

(2) 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) 壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと。

(7) 家畜が横臥^がすることができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。

(8) 畜種、品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する構造とし、別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあっては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。

2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。

(1) (略)

(2) 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる頑丈な構造であること。

(3) (略)

(4) (略)

(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。

(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。

(4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。

(5) 床が平坦かつ滑らない構造であること。

(6) 畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積に占める格子構造（角材等を間隔をおいて組んだ構造をいう。）の割合が、50%以下であること。

(7) 家畜が横臥することができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。

(8) 別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあっては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。

2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。

(1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。

(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。

(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。

(4) 別表4の薬剤以外のものを清

	<p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>家きん種、品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する構造とし、別表5左欄の家きんを飼養する家きん舎にあっては、1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</u></p>	<p>掃又は消毒に使用していないこと。</p> <p>(5) 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。</p> <p>(6) 28日齢以降の家きんを飼養する家きん舎にあっては、1羽当たり<u>0.1m²</u>以上の面積を有すること。</p>
--	---	---

(2) 野外の飼育場

- ・ 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合に、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していることを規定しているが、立木又は林を有していることでもよいこととする。
- ・ 捕食者の侵入等についての対策を講じることを規定する。

(第4条 生産の方法についての基準：野外の飼育場の改正部分抜粋)

事 項	改 正 案 基 準	現 行 基 準
野外の飼育場	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(7)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる<u>立木、林又は施設</u>を有していること。</p> <p>(4) <u>放牧地の状況、畜種、年齢等に応じて、捕食者の侵入等についての対策を講じていること。</u></p> <p>(5) (略)</p>	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。</p> <p>(2) 組換えDNA技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。</p> <p>(3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあっては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。</p> <p>[新設]</p> <p>(4) 家畜（豚を除く。2において</p>

同じ。)のための野外の飼育場にあつては、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。

ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間

イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間

ウ ア及びイに掲げるもの以外の作物を栽培しているほ場にあつてはは種又は植付けの前2年以上の間

エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間

(6) (略)

(7) 別表6左欄の家畜又は家きんのための野外の飼育場にあつては、家畜1頭又は家きん1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。

[削る。]

[削る。]

2 1の(5)の基準にかかわらず、有機飼料等及びこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)から(4)までに掲

(5) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。

(6) 別表6左欄の家畜のための野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。

(7) 28日齢以降の家きんのための野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1m²以上の面積を有すること。

(8) 28日齢以降のかものための水田にあつては、1羽当たり3分の1アール以上の面積を有すること。

2 1の(4)の基準にかかわらず、ほ場等が当該家畜を飼養する農場内にある場合であり、かつ、有機飼

<p>げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p>	<p>料等並びにこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量（別表3右欄の1日当たり平均採食量をいう。以下同じ。）の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年間以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p>
--	---

(別表6：野外の飼育場の最低面積の改正部分抜粋)

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積	
	改正案	現行
肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.1 m ²	[新設]
卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.15 m ²	[新設]
かも（28日齢以降のものに限る。）	水田の3分の1アール	[野外の飼育場の基準の項に記載]

(3) 飼養の対象となる家畜又は家きん

- ・ 家きんについては、自家繁殖できない実態を踏まえ、ひなを購入できることとする。
- ・ 乳用牛、繁殖用雌牛及び採卵用家きんを有機肉用に転換して飼養する場合の条件について規定する。

(第4条 生産の方法についての基準：飼養の対象となる家畜又は家きんの改正部分抜粋)

事項	改正案		現行	
	1	2	1	2
飼養の対象となる家畜又は家きん	(略)	(略)	1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。	2 家きんにあつては、ふ化のとき

3 (略)

4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) (略)

(2) (略)

ア 新たに家畜の飼養を開始する場合

イ 新たな品種の飼養を開始する場合

ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜の30%以上の頭数の家畜を新たに飼養の対象とする場合

エ 家きんを購入する場合

(3) (略)

から有機飼養されたものであること。

3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始する場合にあっては、当該家畜又は家きんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。

4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのものを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) 家畜の更新の場合にあっては、別表8の基準に適合する家畜

(2) 次のいずれかに該当する場合にあっては、別表9の基準に適合する家畜又は家きん

ア 新たに畜産を開始する場合

イ 新たな畜種又は家きん種の飼養を開始する場合

ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの30%以上の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とする場合

[新設]

(3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの25%以上

	(4) (略)	<p>が死亡した場合にあっては、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子</p>
--	---------	--

(別表7 転換期間：改正部分抜粋)

家畜又は家きんの種類	期 間	
	改 正 案	現 行
肉を生産することを目的として飼養する牛	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間（6月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6月間。 <u>乳用牛及び繁殖用雌牛を肥育する場合にあっては、有機乳又は有機子牛を3産以上継続して生産してからと殺までの期間</u> ）	12月間又は生存期間の4分の3のいずれか長い期間（6月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6月間）
肉を生産することを目的として飼養する家きん	<u>ふ化後3日からと殺までの期間（採卵用に飼育されていた家きんにあっては、有機卵を45週以上継続して生産してからと殺までの期間）</u>	孵化後3日からと殺までの期間

(4) 飼料の給与

- ・ 転換期間中有機飼料の給与について、期限付きで給与割合の制限を緩和する。
- ・ 給与可能な飼料として、岩塩などのミネラル成分、魚粉、藻類、酵素及び微生物を追加する。
- ・ 平均採食量を実態に即して改正する。
- ・ 有機畜産用飼料の入手が困難な場合、一定の割合まで有機畜産用飼料以外の飼料を給与できる現行経過措置の規定を削除し、規格中に規定する。
- ・ 有機飼料以外の飼料を給与可能な場合として、飼料の輸送経路の途絶の場合を追加する。
- ・ 濃厚飼料の給与割合を引き下げる。

(第4条 生産の方法についての基準：飼料の給与の改正部分抜粋)

事 項	改 正 案	現 行
	基 準	基 準
飼料の給与	1 次の(1)から(4)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。 (1) <u>有機畜産用飼料</u> 。ただし、新	1 次の(1)から(3)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。 (1) <u>有機飼料等及び有機畜産用自</u>

たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始してから3年以上経過した場合は、有機農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。

(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、ミネラルの補給を目的とする飼料。ただし、当該飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与することができる。

(3) 化学処理を行っていない魚粉及び藻類（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる魚粉及び藻類の割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。）

(4) 酵素又は微生物（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）

2 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳を給与すること。ただし、給与する母乳が不足する場合は、母乳以外の天然の乳を給与することができる。

家生産飼料。ただし、有機農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。

(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであって、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合は、類似する物質（天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。）を給与することができる。

(3) 蚕のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。）

[新設]

2 ほ育期間中の家畜にあっては、母乳又は6月以上有機飼養されている同種の家畜の雌の乳を給与することができる。ただし、その入手が困難な場合は、6月以上有機飼養されているその他の種の家畜の雌の乳を給与することができ

3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあっては、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。この場合にあっては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) (略)

(2) (略)

4 1から3までに掲げる基準にかかわらず、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、次の(1)又は(2)に示す割合まで、有機畜産用飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。

(1) 牛、めん羊又は山羊にあっては、乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の15%

る。

3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあっては、当該家畜を飼養する農場内にあり、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。

この場合にあっては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。

(2) 有機農産物規格第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び育苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。

[新設]

<p>(2) <u>馬、豚又は家きんにあっては、乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の20%</u></p> <p>5 <u>災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。</u></p> <p>6 <u>牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肥育の最終期間の牛にあっては75%未満、育成期の馬にあっては80%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあってはこの限りでない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>肥育の最終期間（牛を除く。）</u></p>	<p>4 <u>災害又は輸入の途絶により有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。</u></p> <p>5 <u>牛、馬、めん羊及び山羊にあっては、生草、乾草又はサイレージ以外の飼料が乾物重量換算で平均採食量の50%未満（肉を生産することを目的として飼養する牛又は馬にあっては、90%未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあってはこの限りでない。</u></p> <p>(1) ほ育期間</p> <p>(2) <u>乳用牛又は乳用山羊にあっては搾乳を開始してから最初の3月間</u></p> <p>(3) <u>肥育の最終期間</u></p>
---	---

(経過措置 飼料の給与に関する部分抜粋)

改 正 案	現 行
[削る。]	<u>4 第4条の表飼料の給与の項の基準に適合する有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が困難な場合は、当分の間、牛、めん羊又は山羊にあっては乾物重量換算で、平均採食量から同</u>

	<p>項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の15%まで、馬、豚又は家きんにあつては平均採食量から同欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の20%まで、同欄1の(1)の飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。</p>
--	---

(別表3 平均採食量：改正部分抜粋)

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量	
		改正案	現 行
肉を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満（繁殖の用に供している雌を除く。）	<u>6.0 kg</u>	<u>4.1 kg</u>
	10月齢以上（繁殖の用に供している雌を除く。）	<u>9.3 kg</u>	<u>8.1 kg</u>
	繁殖の用に供している雌	<u>7.6 kg</u>	<u>7.0 kg</u>
乳を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満	5.6 kg	5.6 kg
	10月齢以上泌乳開始まで	9.0 kg	9.0 kg
	泌乳中の牛	<u>21.3 kg</u>	<u>21.0 kg</u>
	泌乳していない経産牛	<u>12.0 kg</u>	<u>9.2 kg</u>
豚	3月齢未満	1.1 kg	1.1 kg
	5月齢未満	<u>2.5 kg</u>	<u>2.2 kg</u>
	5月齢以上	<u>3.3 kg</u>	<u>3.1 kg</u>
	妊娠中の豚	<u>2.2 kg</u>	[新設]
	授乳中の豚	<u>5.6 kg</u>	[新設]
肉を生産することを目的として飼養する鶏	4週齢未満	<u>49 g</u>	<u>42 g</u>
	4週齢以上	<u>152 g</u>	<u>139 g</u>
卵を生産することを目的として飼養する鶏	9週齢未満	<u>32 g</u>	<u>27 g</u>
	9週齢以上であつて採卵開始まで	<u>67 g</u>	<u>54 g</u>
	採卵開始以降	<u>114 g</u>	<u>90 g</u>

(5) 健康管理

- ・ 家畜又は家きんが病気や負傷をした場合には迅速に治療する旨を規定する。
- ・ 動物用医薬品の使用についての条件を細かく規定する。
- ・ 卵や牛乳の生産の促進を目的とする物質の投与を禁止する。

(第4条 生産の方法についての基準：健康管理の改正部分抜粋)

事 項	改 正 案	現 行
	基 準	基 準

健康管理

1 (略)

2 家畜又は家きんが傷病に罹患した^り場合、必要に応じて隔離し、迅速に治療すること。この場合、家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう治療や処置を行うこと。

3 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこととし、動物用医薬品を使用する場合にあつては、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を使用すること。

4 家畜又は家きんへのビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。

5 3にかかわらず、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。

(1) (略)

1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜又は家きんの種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。

[新設]

2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこと。

3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。

4 要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。

(1) 動物用医薬品の使用の規制に関する省令（昭和55年農林水産省令第42号）別表第1及び別表第2の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合 それぞれ、当

	<p>(2) (略)</p> <p><u>6</u> 成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</p>	<p>該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の2倍の期間</p> <p>(2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合と殺、搾乳若しくは採卵する前48時間又は薬事法第14条第1項、第14条第9項、第14条の4及び第14条の6に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。）の2倍のいずれか長い期間</p> <p><u>5</u> 成長の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</p>
--	--	---

(6) 一般管理

- ・ 家きんを区分された運動場所及び休息場所を有する家きん舎で飼養する場合は、野外の飼育場に自由に入出りさせなくてもよいこととする。
- ・ 野外の飼育場に入出りさせなくてよい条件に悪天候の場合を追加する。
- ・ 排せつ物の処理は、土壌の劣化を招かない方法により行うことを追加する。
- ・ と殺に関する基準をと殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の項に移動する。

(第4条 生産の方法についての基準：一般管理の改正部分抜粋)

事 項	改 正 案 基 準	現 行 基 準
一般管理	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場（牛、馬、めん羊及び山羊のためのもについては、ほ場等を有するものでなければならない。）に自由に入出りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合又は区分された運動場所及び休息場所を有する家きん舎で家きんを飼養する</p>	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場（牛、馬、めん羊及び山羊のためのもについては、ほ場等を有するものでなければならない。）に自由に入出りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあっては、この限りでない。</p>

場合にあつては、この限りでない。

2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入入りさせずに飼養することができる。

(1) 積雪、悪天候又は天災により家畜又は家きんの入入りが困難である期間

(2)～(7) (略)

(8) 家畜又は家きんの採食又は運動により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間

(9) (略)

3 (略)

2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入入りさせずに飼養することができる。

(1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの入入りが困難である期間

(2) 牛にあつては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間

(3) 雌牛にあつては、妊娠8月から分娩までの期間

(4) 豚にあつては、出生から離乳するまでの期間

(5) 雌豚にあつては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間

(6) 肥育の最終期間

(7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間

(8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間

(9) 法令で家畜又は家きんの野外への入入りが禁止された期間及び農林水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への入入りを制限するよう要請された期間

3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(3)までに掲げる処置を行う

	<p>4 (略)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 家畜又は家きんの排せつ物は、<u>土壌の劣化又は水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。</u></p> <p>7 家畜又は家きんの<u>捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。</u> [削る。]</p> <p><u>8 (略)</u></p> <p>[削る。]</p>	<p>場合を除く。</p> <p>(1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置</p> <p>(2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置</p> <p>(3) 外科的去勢</p> <p>4 採卵鶏にあっては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。</p> <p>5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。</p> <p>(1) 受精卵移植技術</p> <p>(2) ホルモンを用いた繁殖技術</p> <p>(3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術</p> <p>6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。</p> <p>7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。</p> <p><u>8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</u></p> <p><u>9 乳用牛及び乳用山羊にあっては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬剤以外のものを使用しないこと。</u></p> <p><u>10 有機飼養されていない家畜又は家きんと接触しないよう管理を行うこと。</u></p>
--	--	--

- (7) と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理
- ・ と殺に関する基準を一般管理の項から当項へ移動する。
 - ・ と殺はできる限り意識を喪失させた後に行うことを追記する。
 - ・ 有害動植物の防除目的で使用可能な薬剤について、有機加工食品のJAS規格別

表2の引用をやめ、有機畜産物の規格中に別表を新設する。

- ・ 解体工程における食肉の消毒及び卵の洗浄に使用する調製用等資材にオゾンを追加する。

(第4条 生産の方法についての基準：と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理の改正部分抜粋)

改正案		現行	
事項	基準	事項	基準
と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p>2 <u>と殺は、できる限り家畜又は家きんを意識の喪失状態にし、当該家畜又は家きんの緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</u></p> <p>3 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的別表2の農薬及び別表10の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 畜産物の品質の保持改</p>	<p>解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理</p> <p>1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象となる家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。</p> <p>[新設]</p> <p>2 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的別表2の農薬及び有機加工食品規格別表2の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 畜産物の品質の保持改</p>	

	善目的 別表11の調製用 等資材		善目的 別表10の調製用 等資材 (製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。)
	4 (略)		3 放射線照射を行わないこと。
	5 (略)		4 この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。

(別表10 薬剤 [新設])

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	<u>共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ケイソウ土	
ケイ酸ナトリウム	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
重曹	
三酸化炭素	
カリウム石鹼 (軟石鹼)	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
エタノール	<u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
ホウ酸	<u>容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
フェロモン	<u>昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>
カプサイシン	<u>忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合は除く。</u>

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

(別表11 調製用等資材：改正部分抜粋)

改正案		現行	
農薬	基準	農薬	基準
オゾン	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄に限ること。	[新設]	[新設]

3 資材の追加及び削除

(1) 肥料及び土壌改良資材

- ・ 使用可能な肥料及び土壌改良資材について、追加及び削除を行う。

(別表1 肥料及び土壌改良資材：改正部分抜粋)

改正案		現行	
肥料及び土壌改良資材	基準	肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ由来の資材	建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く。 植物の刈取り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。	植物及びその残さ由来の資材	[新設]
バーク堆肥	(略)	バークたい肥	(略)
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、 <u>し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。</u>	[新設]	[新設]
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。	塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び <u>天然かん水から回収したものであること。</u>
軽焼マグネシア		[新設]	[新設]
塩基性スラグ	<u>トーマス製鋼法により副生するものであること。</u>	塩基性スラグ	

(2) 農薬

- ・ 使用可能な農薬について、追加及び削除を行う。

(別表2 農薬：改正部分抜粋)

改正案		現行	
農薬	基準	農薬	基準
[削る。]		<u>大豆レシチン</u> ・ <u>マシン油乳</u> <u>剤</u>	保管施設で使用する場合には限ること。 [新設]
[削る。]		<u>硫黄・大豆レシチン水和剤</u>	
<u>天敵等生物農薬</u> ・ <u>銅水和剤</u>		[新設]	
<u>二酸化炭素くん蒸剤</u>	<u>(略)</u>	二酸化炭素くん蒸剤	
<u>燐酸第二鉄粒剤</u>		[新設]	
<u>炭酸水素カリウム水溶剤</u>		[新設]	
<u>炭酸カルシウム水和剤</u>	<u>銅水和剤の薬害防止に使用する場合には限ること。</u>	[新設]	
<u>ミルベメクチン乳剤</u>		[新設]	
<u>ミルベメクチン水和剤</u>		[新設]	
<u>スピノサド水和剤</u>		[新設]	
<u>スピノサド粒剤</u>		[新設]	
<u>還元澱粉糖化物液剤</u>		[新設]	

有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1608号）の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行																								
<p>有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 （略） （有機畜産物の生産の原則） 第2条 （略）</p> <p>（定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>	<p>有機畜産物の日本農林規格 （目的） 第1条 この規格は、有機畜産物の生産の方法についての基準等を定めることを目的とする。 （有機畜産物の生産の原則） 第2条 有機畜産物は、農業の自然循環機能の維持増進を図るため、環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を給与すること及び動物用医薬品の使用を避けることを基本として、動物の生理学的及び行動学的要求に配慮して飼養した家畜又は家きんから生産することとする。 （定義） 第3条 この規格において、次の表左欄の用語の定義は、それぞれ同表右欄のとおりとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="120 588 322 651">用 語</th> <th data-bbox="324 588 1081 651">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="120 652 322 715">有機畜産物</td> <td data-bbox="324 652 1081 715">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 716 322 778">家 畜</td> <td data-bbox="324 716 1081 778">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 780 322 874">家 き ん</td> <td data-bbox="324 780 1081 874">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 876 322 1173">有機飼料等</td> <td data-bbox="324 876 1081 1173">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="120 1174 322 1439">有機畜産用自家生産飼料</td> <td data-bbox="324 1174 1081 1439">(略)</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機畜産物	(略)	家 畜	(略)	家 き ん	(略)	有機飼料等	(略)	有機畜産用自家生産飼料	(略)	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1151 588 1352 651">用 語</th> <th data-bbox="1355 588 2112 651">定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1151 652 1352 715">有機畜産物</td> <td data-bbox="1355 652 2112 715">次条の基準に従い生産された畜産物をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 716 1352 778">家 畜</td> <td data-bbox="1355 716 2112 778">牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 780 1352 874">家 き ん</td> <td data-bbox="1355 780 2112 874">鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 876 1352 1173">有機飼料等</td> <td data-bbox="1355 876 2112 1173">有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1151 1174 1352 1439">有機畜産用自家生産飼料</td> <td data-bbox="1355 1174 2112 1439">有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。</td> </tr> </tbody> </table>	用 語	定 義	有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。	家 畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。	家 き ん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。	有機飼料等	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。	有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。
用 語	定 義																								
有機畜産物	(略)																								
家 畜	(略)																								
家 き ん	(略)																								
有機飼料等	(略)																								
有機畜産用自家生産飼料	(略)																								
用 語	定 義																								
有機畜産物	次条の基準に従い生産された畜産物をいう。																								
家 畜	牛、馬、めん羊、山羊及び豚をいう。																								
家 き ん	鶏、うずら、あひる及びかも（かもにおいては、あひるとの交雑種を含む。以下同じ。）をいう。																								
有機飼料等	有機農産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1605号。以下「有機農産物規格」という。）により格付の表示が付されているもの、有機加工食品の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1606号。以下「有機加工食品規格」という。）により格付の表示が付されているもの（乳以外の畜産物を原材料とするものを除く。）、有機飼料の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告示第1607号。以下「有機飼料規格」という。）により格付の表示が付されているもの又はこの規格により格付の表示が付されている乳をいう。																								
有機畜産用自家生産飼料	有機畜産物の認定生産行程管理者が生産行程を管理し、又は把握した飼料であって、有機農産物規格第4条の基準（ただし、多年生の牧草を生産する場合にあつては、有機農産物規格第4条の表ほ場又は採取場の項基準の欄1の(1)中「多年生の植物から収穫される農産物にあつてはその最初の収穫前3年以上」とあるのは、「多年生の牧草にあつてはその最初の収穫前2年以上」と読み替えるものとする。）に従い生産したもの又は有機飼料規格第4条の基準に従い生産したものをいう。																								

有機畜産用飼料	<u>有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料をいう。</u>
採草放牧地	(略)
野外の飼育場	(略)
組換えDNA技術	(略)
使用禁止資材	(略)
有機飼養	(略)
更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し、又は死亡した家畜の <u>頭数</u> を3で除した数以下の <u>頭数</u> の家畜を新たに飼養することをいう。
肥育の最終期間	(略)
平均採食量	<u>家畜1頭又は家きん1羽1日当たりの有機畜産用飼料の給与量と採草放牧地での採食量の合計を乾物重量換算したもの（実数が把握できない場合は、別表3の数値）をいう。</u>
飼料添加物	(略)
動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品をいう。

[新設]	[新設]
採草放牧地	主として耕作又は養畜の事業のための採草又は家畜の放牧の目的に供されるものをいう。
野外の飼育場	ほ場等（ほ場及び採草放牧地をいう。以下同じ。）又は野外の運動場（主に家畜又は家きんを運動させる目的で利用される土地であって、家畜又は家きんがその表面を掘り起こすことができるもの。ただし、あひる及びかものためのものについては、このほか水田、小川、池又は湖を有するものでなければならない。）をいう。
組換えDNA技術	酵素等を用いた切断及び再結合の操作によって、DNAをつなぎ合わせた組換えDNA分子を作製し、それを生細胞に移入し、かつ、増殖させる技術をいう。
使用禁止資材	肥料及び土壌改良資材（別表1に掲げるもののうち製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものを除く。）、農薬（別表2に掲げるもののうち組換えDNA技術を用いずに製造されたものを除く。）及び土壌又は植物に施されるその他の資材（天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものを除く。）をいう。
有機飼養	第4条の表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準に適合した飼養方法をいう。
更新	一事業年度において、その直近の過去三事業年度間に出荷し又は死亡した家畜又は家きんの <u>頭羽数</u> を3で除した数以下の <u>頭羽数</u> の家畜又は家きんを新たに飼養することをいう。
肥育の最終期間	と殺直前の期間であって、3月間又は家畜及び家きんの生存期間の5分の1のいずれか短い期間をいう。
[新設]	[新設]
飼料添加物	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第3項に規定する飼料添加物をいう。
動物用医薬品	薬事法（昭和35年法律第145号）第83条第1項に規定する動物用医薬品であってビタミン及び無機塩類以外のものをいう。

動物用生物学的製剤	(略)
要診察医薬品	(略)

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
畜舎又は家きん舎	<p>1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる<u>頑丈な構造</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>壁や床に、けがの原因となるような突起物がないこと。</u></p> <p>(7) 家畜が横臥^がすることができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。</p> <p>(8) <u>畜種、品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する構造とし、別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあっては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</u></p> <p>2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 適度な温度、湿度、通風、換気及び太陽光による明るさが保たれる<u>頑丈な構造</u>であること。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) <u>家きん種、品種及び年齢に配慮した十分な容積を有する構造とし、</u></p>

動物用生物学的製剤	動物用生物学的製剤の取扱いに関する省令（昭和36年農林省令第4号）第1条第1項に規定する生物学的製剤をいう。
要診察医薬品	薬事法第44条第1項に規定する毒薬、同条第2項に規定する劇薬及び獣医師法施行規則（昭和24年農林水産省令第93号）第10条の5に規定する医薬品をいう。

(生産の方法についての基準)

第4条 有機畜産物の生産の方法についての基準は、次のとおりとする。

事 項	基 準
畜舎又は家きん舎	<p>1 畜舎は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 家畜が飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。</p> <p>(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。</p> <p>(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備が備えられており、適切に清掃及び消毒されていること。</p> <p>(4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。</p> <p>(5) 床が平坦かつ滑らない構造であること。</p> <p>(6) <u>畜舎又は畜房（畜舎内の一部を柵などで囲った収容空間をいう。）の全床面積に占める格子構造（角材等を間隔をおいて組んだ構造をいう。）の割合が、50%以下であること。</u></p> <p>(7) 家畜が横臥^がすることができる敷料を敷いた状態又は土の状態の清潔で乾いた床面を有すること。</p> <p>(8) 別表5左欄の家畜を飼養する畜舎にあっては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p> <p>2 家きん舎は、次の(1)から(6)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 家きんが飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。</p> <p>(2) 適度な温度、通風及び太陽光による明るさが保たれる構造であること。</p> <p>(3) 清掃及び消毒に必要な器具又は設備を備えており、適切に清掃及び消毒されていること。</p> <p>(4) 別表4の薬剤以外のものを清掃又は消毒に使用していないこと。</p> <p>(5) 種の特性及び群の大きさに応じて適切な止まり木等の休息場所及び十分な大きさの出入口を有すること。</p> <p>(6) <u>28日齢以降の家きんを飼養する家きん舎にあっては、1羽当たり</u></p>

	<p>別表5左欄の家きんを飼養する家きん舎にあつては、1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p>		<p>0.1 m²以上の面積を有すること。</p>
<p>野 外 の 飼 育 場</p>	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(7)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる立木、林又は施設を有していること。</p> <p>(4) <u>放牧地の状況、畜種、年齢等に応じて、捕食者の侵入等についての対策を講じていること。</u></p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 別表6左欄の家畜又は家きんのための野外の飼育場にあつては、家畜1頭又は家きん1羽当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。 [削る。]</p> <p>[削る。]</p> <p>2 1の(5)の基準にかかわらず、有機飼料等及びこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)から(4)までに掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。</p>	<p>野 外 の 飼 育 場</p>	<p>1 野外の飼育場は、次の(1)から(8)までに掲げる基準に適合するものであること。</p> <p>(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。</p> <p>(2) 組換えDNA技術を用いて生産された種苗がは種又は植え付けされていないこと。</p> <p>(3) 家畜又は家きんが畜舎又は家きん舎に自由に出入りできない場合にあつては、過度の雨、風、日光及び気温を避けることのできる施設を有していること。 [新設]</p> <p>(4) 家畜（豚を除く。2において同じ。）のための野外の飼育場にあつては、次のアからエまでに掲げる期間、使用禁止資材を使用せずに肥培管理及び有害動植物の防除が行われていること。 ア 多年生作物（牧草を除く。）を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間 イ 牧草を栽培しているほ場にあつては最初に家畜を放牧する前2年以上の間 ウ ア及びイに掲げるもの以外の作物を栽培しているほ場にあつてはは種又は植付けの前2年以上の間 エ 採草放牧地にあつては最初に家畜を放牧する前3年以上の間</p> <p>(5) 豚又は家きんのための野外の飼育場にあつては、最初に豚又は家きんを放牧する前1年以上の間、使用禁止資材が使用されていないこと。</p> <p>(6) 別表6左欄の家畜のための野外の飼育場にあつては、家畜1頭当たり同表右欄の面積以上の面積を有すること。</p> <p>(7) <u>28日齢以降の家きんのための野外の飼育場にあつては、1羽当たり0.1 m²以上の面積を有すること。</u></p> <p>(8) <u>28日齢以降のかものための水田にあつては、1羽当たり3分の1アール以上の面積を有すること。</u></p> <p>2 1の(4)の基準にかかわらず、ほ場等が当該家畜を飼養する農場内にある場合であり、かつ、有機飼料等並びにこの表飼料の給与の項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料（以下「有機畜産用購入飼料」という。）の合計が乾物重量換算で平均採食量（別表3右欄の1日当たり平均採食量という。以下同じ。）の50%未満である場合は、使用禁止資材が使用されていないものであること。この場合にあつては、当該ほ場等において使用禁止資材を最後に使用した日から起算して2年間以上経過した場合でなければ、当該ほ場等に放牧された家畜を有機畜産物の生産に用いるこ</p>

<p>飼養の対象となる家畜又は家きん</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのもを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>ア 新たに家畜の飼養を開始する場合</p> <p>イ 新たな品種の飼養を開始する場合</p> <p>ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜の30%以上の頭数の家畜を新たに飼養の対象とする場合</p> <p>エ 家きんを購入する場合</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>飼養の対象となる家畜又は家きん</p>	<p>とができない。</p> <p>1 家畜にあつては、出産前に6月以上有機飼養された母親の子供であつて、出生のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>2 家きんにあつては、ふ化のときから有機飼養されたものであること。</p> <p>3 1及び2に掲げるもののほか、農場において新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始する場合にあつては、当該家畜又は家きんの有機飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた家畜又は家きんを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>4 1から3までに掲げる家畜又は家きんの入手が困難な場合は、次のいずれかのもを飼養の対象とすることができる。この場合においては、別表7の期間以上有機飼養しなければ有機畜産物の生産に用いることができない。</p> <p>(1) 家畜の更新の場合にあつては、別表8の基準に適合する家畜</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する場合にあつては、別表9の基準に適合する家畜又は家きん</p> <p>ア 新たに畜産を開始する場合</p> <p>イ 新たな畜種又は家きん種の飼養を開始する場合</p> <p>ウ 有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの30%以上の頭羽数の家畜又は家きんを新たに飼養の対象とする場合</p> <p>[新設]</p> <p>(3) 災害又は疾病により有機畜産物の生産を目的として飼養している家畜又は家きんの25%以上が死亡した場合にあつては、災害又は疾病により死亡した頭羽数以下の家畜又は家きん</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる家畜の子</p>
<p>飼料の給与</p>	<p>1 次の(1)から(4)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。</p> <p>(1) 有機畜産用飼料。ただし、新たに有機畜産物の生産に用いるための家畜又は家きんの飼養を開始してから3年以上経過した場合は、有機農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。</p> <p>(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、ミネラルの補給を目的とする飼料。ただし、当該飼料の入手が困難な場合は、ミネラルの補給を目的とする飼料添加物を給与することができる。</p>	<p>飼料の給与</p>	<p>1 次の(1)から(3)までに掲げる飼料以外の飼料を給与しないこと。</p> <p>(1) 有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料。ただし、有機農産物規格第5条第2項、有機加工食品規格第5条の表名称の表示の項基準の欄2又は有機飼料規格第5条第2項の基準により「転換期間中」と表示されたものを家畜又は家きんに給与することができる割合は、乾物重量換算で有機飼料等の30%以下とする。</p> <p>(2) 天然物質又は化学処理を行っていない天然物質に由来するものであつて、飼料添加物のうち無機塩類の補給を目的とする物質。ただし、当該飼料添加物の入手が困難な場合は、類似する物質(天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものに限る。)を給与す</p>

(3) 化学処理を行っていない魚粉及び藻類（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる魚粉及び藻類の割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。）

(4) 酵素又は微生物（組換えDNA技術を用いて生産されたものを除く。）

2 ほ育期間中の家畜にあつては、母乳を給与すること。ただし、給与する母乳が不足する場合は、母乳以外の天然の乳を給与することができる。

3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあつては、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。この場合にあつては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) (略)

(2) (略)

4 1から3までに掲げる基準にかかわらず、有機畜産用飼料の入手が困難な場合、必要量の有機畜産用飼料が給与できるようになるまでの期間に限り、次の(1)又は(2)に示す割合まで、有機畜産用飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。

(1) 牛、めん羊又は山羊にあつては、乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の15%

(2) 馬、豚又は家きんにあつては、乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の20%

5 災害又は輸入若しくは輸送経路の途絶により有機畜産用飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)から(4)までに掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。

6 牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外

ることができる。

(3) 蚕のさなぎ粉（放射線が照射されたもの及び組換えDNA技術を用いて生産されたものを除き、家畜又は家きんに給与することができる割合は、(1)の飼料の乾物重量換算で5%以下に限る。）

[新設]

2 ほ育期間中の家畜にあつては、母乳又は6月以上有機飼養されている同種の家畜の雌の乳を給与することができる。ただし、その入手が困難な場合は、6月以上有機飼養されているその他の種の家畜の雌の乳を給与することができる。

3 1の基準にかかわらず、有機畜産用購入飼料の合計が乾物重量換算で平均採食量の50%未満である場合にあつては、当該家畜を飼養する農場内にあり、次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合するほ場等において生産した農産物を給与し、又は給与する飼料の原材料に用いることができる。この場合にあつては、当該ほ場等が次の(1)及び(2)に掲げる基準に適合した日から起算して2年以上経過した場合でなければ、当該飼料を給与した家畜を有機畜産物の生産に用いることができない。

(1) 周辺から使用禁止資材が飛来し、又は流入しないように必要な措置を講じていること。

(2) 有機農産物規格第4条の表ほ場には種する種子又は植え付ける苗等の項、ほ場における肥培管理の項、ほ場における有害動植物の防除の項、一般管理の項及び育苗管理の項の基準に適合した管理を行うこと。

[新設]

4 災害又は輸入の途絶により有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が著しく困難と認められる場合は、1から3までに掲げる基準にかかわらず、入手が可能となるまでの期間に限り、1から3までに掲げる飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの並びに抗生物質及び合成抗菌剤を含むものを除く。）を乾物重量換算で平均採食量から1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の50%まで給与することができる。

5 牛、馬、めん羊及び山羊にあつては、生草、乾草又はサイレージ以外

	<p>の飼料が乾物重量換算で平均採食量の 50 %未満（肥育の最終期間の牛にあつては 75 %未満、育成期の馬にあつては 80 %未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 肥育の最終期間（牛を除く。）</p>
健康管理	<p>1 (略)</p> <p><u>2 家畜又は家きんが傷病に罹患した場合、必要に応じて隔離し、迅速に治療すること。この場合、家畜又は家きんが不必要に苦しむことのないよう、治療や処置を行うこと。</u></p> <p><u>3 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこととし、動物用医薬品を使用する場合にあつては、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を使用すること。</u></p> <p><u>4 家畜又は家きんへのビタミン、ミネラル、動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。</u></p> <p><u>5 3にかかわらず、要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。</u></p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p><u>6 成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</u></p>
一般管理	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場（牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。）に自由に入出</p>

	<p>の飼料が乾物重量換算で平均採食量の 50 %未満（肉を生産することを目的として飼養する牛又は馬にあつては、90 %未満）であること。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる期間にあつてはこの限りでない。</p> <p>(1) ほ育期間</p> <p>(2) 乳用牛又は乳用山羊にあつては搾乳を開始してから最初の 3 月間</p> <p>(3) 肥育の最終期間</p>
健康管理	<p>1 疾病予防を目的として、病気に対する抵抗力の強化及び感染予防が図られるよう家畜又は家きんの種類に応じた適切な飼養管理を行うこと。 [新設]</p> <p><u>2 特定の疾病又は健康上の問題が発生し、又は発生の可能性があつて、他に適当な治療方法若しくは管理方法がない場合又は法令（法律の規定に基づく命令及び処分を含む。以下同じ。）で義務付けられている場合を除き、動物用医薬品を使用しないこと。</u></p> <p><u>3 家畜又は家きんへの動物用生物学的製剤又は駆虫薬以外の動物用医薬品の使用は、治療目的に限ること。</u></p> <p><u>4 要診察医薬品又は抗生物質以外の動物用医薬品を用いた治療が効果的でない場合には、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができる。ただし、次のいずれかに該当する場合は、それぞれ(1)又は(2)に掲げる期間、要診察医薬品又は抗生物質を使用することができない。</u></p> <p>(1) 動物用医薬品の使用に関する省令（昭和 55 年農林水産省令第 42 号）別表第 1 及び別表第 2 の医薬品の欄に掲げるものを使用する場合 それぞれ、当該医薬品の種類に応じてこれらの表の使用対象動物の欄に掲げる動物の種類に応じ、これらの表の使用禁止期間の欄に掲げる期間の 2 倍の期間</p> <p>(2) (1)に掲げる医薬品以外の医薬品を使用する場合 と殺、搾乳若しくは採卵する前 48 時間又は薬事法第 14 条第 1 項、第 14 条第 9 項、第 14 条の 4 及び第 14 条の 6 に基づく医薬品等の承認、承認事項の変更、再審査及び再評価の際に定められる休薬期間（最後に投薬されてからと殺、搾乳若しくは採卵するまでの期間をいう。）の 2 倍のいずれか長い期間</p> <p><u>5 成長の促進を目的とした飼料以外の物質を給与しないこと。</u></p>
一般管理	<p>1 家畜及び家きんを野外の飼育場（牛、馬、めん羊及び山羊のためのものについては、ほ場等を有するものでなければならない。）に自由に入出</p>

りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合又は区分された運動場所及び休息場所を有する家きん舎で家きんを飼養する場合にあつては、この限りでない。

2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入入りさせずに飼養することができる。

- (1) 積雪、悪天候又は天災により家畜又は家きんの入りが困難である期間
- (2)～(7) (略)

(8) 家畜又は家きんの採食又は運動により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間

(9) (略)

3 (略)

4 (略)

5 (略)

6 家畜又は家きんの排せつ物は、土壌の劣化又は水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。

7 家畜又は家きんの捕獲又は輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。

[削る。]

8 (略)

りさせること。ただし、週2回以上家畜又は家きんを野外の飼育場に放牧する場合にあつては、この限りでない。

2 1の基準にかかわらず、次の(1)から(9)までに掲げる期間にあつては、家畜及び家きんを野外の飼育場に入入りさせずに飼養することができる。

- (1) 積雪又は天災により家畜又は家きんの入りが困難である期間
- (2) 牛にあつては、出生から2月又は離乳後7日を経過する日までのいずれか長い期間
- (3) 雌牛にあつては、妊娠8月から分娩までの期間
- (4) 豚にあつては、出生から離乳するまでの期間
- (5) 雌豚にあつては、妊娠3月から出産した子豚の離乳までの期間
- (6) 肥育の最終期間
- (7) 運動することが疾病や障害からの回復に悪影響を与えると認められる期間
- (8) 家畜又は家きんの採食により、野外の飼育場の維持管理に支障が生じると認められる期間
- (9) 法令で家畜又は家きんの野外への入りが禁止された期間及び農林水産大臣、畜舎又は家きん舎の所在地を管轄する都道府県知事又は家畜保健衛生所長から文書で家畜又は家きんの野外への入りを制限するよう要請された期間

3 家畜又は家きんを故意に傷つけないこと。ただし、最も適切な時期に家畜又は家きんにできる限り苦痛を与えない方法によって次の(1)から(3)までに掲げる処置を行う場合を除く。

- (1) 除角、断嘴、断尾その他の家畜又は家きんの安全又は健康のための処置
- (2) 耳標の装着その他の家畜の識別のための処置
- (3) 外科的去勢

4 採卵鶏にあつては、人工照明により日長を延長する場合には、延長された日長時間が1日当たり16時間以内であること。

5 次の(1)から(3)までに掲げる技術を用いて繁殖させないこと。

- (1) 受精卵移植技術
- (2) ホルモンを用いた繁殖技術
- (3) 組換えDNA技術を用いた繁殖技術

6 家畜又は家きんの排せつ物は、水質汚濁を招かない方法により管理及び処理を行うこと。

7 家畜又は家きんの輸送に当たっては、電気刺激又は精神安定剤を使用しないこと。

8 と殺は、緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。

9 乳用牛及び乳用山羊にあつては、搾乳に用いる施設及び器具を清潔に

	[削る。]
と殺、解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 (略)</p> <p><u>2</u> と殺は、できる限り家畜又は家きんを意識の喪失状態にし、当該家畜又は家きんの緊張及び苦痛を最小限にする方法で行うこと。</p> <p><u>3</u> 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び別表10の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表11の調製用等資材</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p>

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 (略)

別表1 肥料及び土壌改良資材

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ	建築廃材、接着加工材又は薬剤処理材に由来するものを除く。 植物の刈取

	<p>保つとともに、乳頭の洗浄及び消毒に用いる薬剤並びに別表4の薬剤以外のものを使用しないこと。</p> <p><u>10</u> 有機飼養されていない家畜又は家きんと接触しないよう管理を行うこと。</p>
解体、選別、調製、洗浄、貯蔵、包装その他の工程に係る管理	<p>1 この表畜舎又は家きん舎の項、野外の飼育場の項、飼養の対象となる家畜又は家きんの項、飼料の給与の項、健康管理の項及び一般管理の項の基準（以下「畜舎又は家きん舎の項等の基準」という。）に適合しない畜産物が混入しないよう管理を行うこと。</p> <p>[新設]</p> <p><u>2</u> 有害動植物の防除又は品質の保持改善は、物理的又は生物の機能を利用した方法（組換えDNA技術を用いて生産された生物を利用した方法を除く。以下同じ。）によること。ただし、物理的又は生物の機能を利用した方法のみによっては効果が不十分な場合には、以下の資材に限り使用することができる。</p> <p>(1) 有害動植物の防除目的 別表2の農薬及び有機加工食品規格別表2の薬剤（ただし、畜産物への混入を防止すること。）</p> <p>(2) 畜産物の品質の保持改善目的 別表10の調製用等資材（製造工程において化学的に合成された物質が添加されていないものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）</p> <p><u>3</u> 放射線照射を行わないこと。</p> <p><u>4</u> この表畜舎又は家きん舎の項等の基準及びこの項1から3までに掲げる基準に従い生産された畜産物が動物用医薬品、洗浄剤、消毒剤その他の資材により汚染されないよう管理を行うこと。</p>

(有機畜産物の表示の基準)

第5条 有機畜産物の表示の基準は、次の例のいずれかにより名称を表示することとする。

- (1) 「有機畜産物」
- (2) 「有機畜産物〇〇」又は「〇〇（有機畜産物）」
- (3) 「有機畜産〇〇」又は「〇〇（有機畜産）」
- (4) 「有機〇〇」又は「〇〇（有機）」
- (5) 「オーガニック〇〇」又は「〇〇（オーガニック）」

(注) 「〇〇」には、当該畜産物の一般的な名称を記載すること。

別表1 [新設]

肥料及び土壌改良資材	基準
植物及びその残さ	[新設]

由来の資材	<u>り後又は伐採後に化学的処理を行っていないものであること。</u>
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	(略)
食品工場及び繊維工場からの農畜水産物由来の資材	(略)
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	(略)
発酵した食品廃棄物由来の資材	(略)
バーク堆肥	(略)
メタン発酵消化液(汚泥肥料を除く。)	<u>家畜ふん尿等の有機物を、嫌気条件下でメタン発酵させた際に生じるものであること。ただし、し尿を原料としたものにあつては、食用作物の可食部分に使用しないこと。</u>
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	(略)
炭酸カルシウム	(略)
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたものであること。
硫酸加里	(略)
硫酸加里苦土	(略)
天然りん鉍石	(略)
硫酸苦土	(略)
水酸化苦土	(略)
軽焼マグネシア	
石こう(硫酸カルシウム)	(略)
硫黄	
生石灰(苦土生石)	(略)

由来の資材	
発酵、乾燥又は焼成した排せつ物由来の資材	家畜及び家きんの排せつ物に由来するものであること。
食品工場又は繊維工場からの農畜水産物由来の資材	天然物質又は化学的処理(有機溶剤による油の抽出を除く。)を行っていない天然物質に由来するものであること。
と畜場又は水産加工工場からの動物性産品由来の資材	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
発酵した食品廃棄物由来の資材	食品廃棄物以外の物質が混入していないものであること。
バークたい肥	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
[新設]	[新設]
グアノ	
乾燥藻及びその粉末	
草木灰	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
炭酸カルシウム	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの(苦土炭酸カルシウムを含む。)であること。
塩化加里	天然鉍石を粉砕又は水洗精製したもの及び天然かん水から回収したものであること。
硫酸加里	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫酸加里苦土	天然鉍石を水洗精製したものであること。
天然りん鉍石	カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
硫酸苦土	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
水酸化苦土	天然鉍石を粉砕したものであること。
[新設]	
石こう(硫酸カルシウム)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
硫黄	
生石灰(苦土生石)	天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

灰を含む。)	
消 石 灰	(略)
微量元素 (マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)	(略)
岩石を粉砕したもの	(略)
木 炭	(略)
泥 炭	(略)
ベントナイト	(略)
パ ー ラ イ ト	(略)
ゼ オ ラ イ ト	(略)
パーミキュライト	(略)
けいそう土焼成粒	(略)
塩 基 性 ス ラ グ	トーマス製鋼法により副生するものであること。
鉍さいけい酸質肥料	(略)
よう 成 り ん 肥	(略)
塩化ナトリウム	(略)
リン酸アルミニウムカルシウム	(略)
塩化カルシウム	
食 酢	
乳 酸	(略)
製糖産業の副産物	
肥料の造粒材及び	(略)

灰を含む。)		と。
消 石 灰		上記生石灰に由来するものであること。
微量元素 (マンガン、ほう素、鉄、銅、亜鉛、モリブデン及び塩素)		微量元素の不足により、作物の正常な生育が確保されない場合に使用するものであること。
岩石を粉砕したもの		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、含有する有害重金属その他の有害物質により土壤等を汚染するものではないこと。
木 炭		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
泥 炭		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。ただし、土壤改良資材としての使用は、育苗用土としての使用に限ること。
ベントナイト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パ ー ラ イ ト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
ゼ オ ラ イ ト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
パーミキュライト		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
けいそう土焼成粒		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
塩 基 性 ス ラ グ		[新設]
鉍さいけい酸質肥料		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。
よう 成 り ん 肥		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであって、カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化ナトリウム		海水又は湖水から化学的方法によらず生産されたもの又は採掘されたものであること。
リン酸アルミニウムカルシウム		カドミウムが五酸化リンに換算して1 kg 中 90mg 以下であるものであること。
塩化カルシウム		
食 酢		
乳 酸		植物を原料として発酵させたものであって、育苗用土等の pH 調整に使用する場合に限ること。
製糖産業の副産物		
肥料の造粒材及び		天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するものであること。

固結防止材	
その他の肥料及び 土壌改良資材	(略)

別表2 農薬

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピ レトリン乳剤	(略)
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
[削る。]	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド 乳剤	
メタアルデヒド粒 剤	(略)
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
[削る。]	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽 出物液剤	
炭酸水素ナトリウ ム水溶剤及び重曹	

固結防止材	と。ただし、当該資材によっては肥料の造粒材及び固結防止材を製造することができない場合には、リグニンスルホン酸塩に限り使用することができる。
その他の肥料及び 土壌改良資材	植物の栄養に供すること又は土壌改良を目的として土地に施される物（生物を含む。）及び植物の栄養に供することを目的として植物に施される物（生物を含む。）であって、天然物質又は化学的処理を行っていない天然物質に由来するもの（燃焼、焼成、熔融、乾留又はけん化することにより製造されたもの並びに化学的な方法によらずに製造されたものであって、組換えDNA技術を用いて製造されていないものに限る。）であり、かつ、病害虫の防除効果を有することが明らかなものでないこと。ただし、この資材はこの表に掲げる他の資材によっては土壌の性質に由来する農地の生産力の維持増進を図ることができない場合に限り使用することができる。

別表2 [新設]

農 薬	基 準
除虫菊乳剤及びピ レトリン乳剤	除虫菊から抽出したものであって、共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。
なたね油乳剤	
マシン油エアゾル	
マシン油乳剤	
大豆レシチン・マ シン油乳剤	
デンプン水和剤	
脂肪酸グリセリド 乳剤	
メタアルデヒド粒 剤	捕虫器に使用する場合に限ること。
硫黄くん煙剤	
硫黄粉剤	
硫黄・銅水和剤	
水和硫黄剤	
硫黄・大豆レシチ ン水和剤	
石灰硫黄合剤	
シイタケ菌糸体抽 出物液剤	
炭酸水素ナトリウ ム水溶剤及び重曹	

炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	(略)
生石灰	(略)
天敵等生物農薬	
<u>天敵等生物農薬・銅水和剤</u>	
性フェロモン剤	(略)
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	(略)
二酸化炭素くん蒸剤	<u>(略)</u>
ケイソウ土粉剤	(略)
食酢	
磷酸第二鉄粒剤	
炭酸水素カリウム水溶剤	
炭酸カルシウム水和剤	<u>銅水和剤の薬害防止に使用する場合に限ること。</u>
ミルベメクチン乳剤	
ミルベメクチン水和剤	
スピノサド水和剤	
スピノサド粒剤	
還元澱粉糖化物液剤	

別表3 平均採食量

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量

炭酸水素ナトリウム・銅水和剤	
銅水和剤	
銅粉剤	
硫酸銅	ボルドー剤調製用に限ること。
生石灰	ボルドー剤調製用に限ること。
天敵等生物農薬	
[新設]	
性フェロモン剤	農作物を害する昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とするものに限ること。
クロレラ抽出物液剤	
混合生薬抽出物液剤	
ワックス水和剤	
展着剤	カゼイン又はパラフィンを有効成分とするものに限ること。
二酸化炭素くん蒸剤	保管施設で使用する場合に限ること。
ケイソウ土粉剤	保管施設で使用する場合に限ること。
食酢	
[新設]	
[新設]	
[新設]	[新設]
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	
[新設]	

別表3 [新設]

家畜又は家きんの種類	家畜又は家きんの種別	1日当たり平均採食量(kg)

肉を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満（繁殖の用に供している雌を除く。） 10月齢以上（繁殖の用に供している雌を除く。） 繁殖の用に供している雌	<u>6.0kg</u> <u>9.3kg</u> <u>7.6kg</u>
乳を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満 10月齢以上泌乳開始まで 泌乳中の牛 泌乳していない経産牛	5.6kg 9.0kg <u>21.3kg</u> <u>12.0kg</u>
馬	(略)	(略)
めん羊	(略)	(略)
山羊	(略)	(略)
豚	3月齢未満 5月齢未満 5月齢以上 妊娠中の豚 授乳中の豚	1.1kg <u>2.5kg</u> <u>3.3kg</u> <u>2.2kg</u> <u>5.6kg</u>
肉を生産することを目的として飼養する鶏	4週齢未満 4週齢以上	<u>49 g</u> <u>152 g</u>
卵を生産することを目的として飼養する鶏	9週齢未満 9週齢以上であって採卵開始まで 採卵開始以降	<u>32 g</u> <u>67 g</u> <u>114 g</u>
うずら	(略)	(略)
あひる及びかも	(略)	(略)

(注) (略)

肉を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満（繁殖の用に供している雌を除く。） 10月齢以上（繁殖の用に供している雌を除く。） 繁殖の用に供している雌	<u>4.1kg</u> <u>8.1kg</u> <u>7.0kg</u>
乳を生産することを目的として飼養する牛	10月齢未満 10月齢以上泌乳開始まで 泌乳中の牛 泌乳していない経産牛	5.6kg 9.0kg <u>21.0kg</u> <u>9.2kg</u>
馬	12月齢未満（繁殖の用に供している雌を除く。） 24月齢未満（繁殖の用に供している雌を除く。） 24月齢以上（繁殖の用に供している雌を除く。） 繁殖の用に供している雌	12.4kg 14.4kg 17.3kg 19.2kg
めん羊	繁殖の用に供している雌 上記以外のもの	1.7kg 1.9kg
山羊	繁殖の用に供している雌 上記以外のもの	2.5kg 1.1kg
豚	3月齢未満 5月齢未満 5月齢以上	1.1kg <u>2.2kg</u> <u>3.1kg</u>
肉を生産することを目的として飼養する鶏	4週齢未満 4週齢以上	<u>42 g</u> <u>139 g</u>
卵を生産することを目的として飼養する鶏	9週齢未満 9週齢以上であって採卵開始まで 採卵開始以降	<u>27 g</u> <u>54 g</u> <u>90 g</u>
うずら	(略)	18 g
あひる及びかも	6週齢未満 6週齢以上	108 g 180 g

(注) 1日当たりの平均採食量は、乾物重量で換算した数値である。

別表4 畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤

(略)

別表5 畜舎又は家きん舎の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの畜舎又は家きん舎の最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	(略)
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	(略)
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	(略)
馬（成畜に限る。）	(略)
めん羊（成畜に限る。）	(略)
山羊（成畜に限る。）	(略)
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	(略)

別表4 [新設]

石けん、石灰乳、消石灰、生石灰、アルコール類、フェノール類、オルソ剤、ヨウ素剤、ホルムアルデヒド、グルタルアルデヒド、クロルヘキシジン、逆性石けん、両性石けん、塩素剤、過酸化水素水、水酸化ナトリウム及び水酸化カリウム、搾乳施設のための洗浄及び消毒製品、炭酸ナトリウム、その他の植物由来製品

別表5 [新設]

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	5.0 m ²
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	4.0 m ² （繋ぎ飼いの場合にあつては1.8 m ² ）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3.6 m ² （繋ぎ飼いの場合にあつては1.8 m ² ）
馬（成畜に限る。）	13 m ²
めん羊（成畜に限る。）	2.2 m ²
山羊（成畜に限る。）	2.2 m ²
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	1.1 m ²

繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	(略)
肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.1 m ²
卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.15 m ²

(注) (略)

別表6 野外の飼育場の最低面積

家畜又は家きんの種類	家畜1頭又は家きん1羽当たりの野外の飼育場の最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	(略)
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	(略)
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	(略)

繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	3.0 m ²
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

(注) 「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。「繋ぎ飼い」とは、牛舎内で牛を1頭ずつけい留具でけい留して飼養する飼養方式をいう。

別表6 [新設]

家畜の種類	家畜1頭当たりの最低面積
肉を生産することを目的として飼養する牛（体重が340kgを超えるものに限る。）	5.0 m ²
乳を生産することを目的として飼養する牛（成畜に限る。）	4.0 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛（成畜に限る。）	3.6 m ²

馬（成畜に限る。）	（略）
めん羊（成畜に限る。）	（略）
山羊（成畜に限る。）	（略）
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	（略）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	（略）
肉を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.1 m ²
卵を生産することを目的として飼養する家きん（28日齢以降のものに限る。）	0.15 m ²
かも（28日齢以降のものに限る。）	水田3分の1アール

（注）（略）

別表7 転換期間

家畜又は家きんの種類	期	間

馬（成畜に限る。）	13 m ²
めん羊（成畜に限る。）	2.2 m ²
山羊（成畜に限る。）	2.2 m ²
肉を生産することを目的として飼養する豚（体重が40kgを超えるものに限る。）	1.1 m ²
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌豚（成畜に限る。）	3.0 m ²
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]
[新設]	[新設]

（注）「成畜」とは、繁殖の用に供され、又は繁殖の用に供されたことのある家畜をいう。

別表7 [新設]

家畜又は家きんの種類	期	間

肉を生産することを目的として飼養する牛	12 月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間（6 月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6 月間。 <u>乳用牛及び繁殖用雌牛を肥育する場合にあっては、有機乳又は有機子牛を 3 産以上継続して生産してからと殺までの期間</u> ）
乳を生産することを目的として飼養する牛	（略）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	（略）
馬	（略）
めん羊	（略）
乳を生産することを目的として飼養する山羊	（略）
肉を生産することを目的として飼養する山羊又は繁殖の用に供することを目的として飼養する雌山羊	（略）
豚	（略）
肉を生産することを目的として飼養する家きん	<u>ふ化後 3 日からと殺までの期間（採卵用に飼育されていた家きんにあっては、有機卵を 45 週以上継続して生産してからと殺までの期間）</u>
卵を生産することを目的として飼養する家きん	（略）

別表 8 更新頭数の条件
（略）

肉を生産することを目的として飼養する牛	12 月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間（6 月齢未満で飼養の対象となった牛にあっては、6 月間）
乳を生産することを目的として飼養する牛	6 月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4 月間）
繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	6 月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4 月間）
馬	12 月間又は生存期間の 4 分の 3 のいずれか長い期間
めん羊	6 月間
乳を生産することを目的として飼養する山羊	6 月間
肉を生産することを目的として飼養する山羊又は繁殖の用に供することを目的として飼養する雌山羊	6 月間
豚	6 月間
肉を生産することを目的として飼養する家きん	<u>孵化後 3 日からと殺までの期間</u>
卵を生産することを目的として飼養する家きん	6 週間

別表 8 [新設]

家畜の種類	基 準
乳を生産することを目的として飼養する牛	一事業年度当たり平均経産頭数（直近の過去五事業年度の各期首における分べん経験のある家畜の頭数の合計を5で除した数をいう。以下同じ。）の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌牛	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌馬	一事業年度当たり平均経産頭数の5%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
乳を生産することを目的として飼養する山羊	一事業年度当たり平均経産頭数の10%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。
繁殖の用に供することを目的に飼養する雌豚	一事業年度当たり平均経産頭数の20%未満の頭数。ただし未経産のものに限る。

別表9 外部導入の条件
(略)

別表9 [新設]

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼養する牛	12月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であって体重が310kg以下のもの (2) 褐毛和種であって体重が340kg以下のもの (3) 無角和種であって体重が300kg以下のもの (4) 日本短角種であって体重が300kg以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が280kg以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が310kg以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が310kg以下のもの (8) (1)から(7)までに該当しない牛であって体重が340kg以下のもの
乳を生産することを目的として飼養する牛	未経産のものであること。

繁殖の用に供することを目的として飼養する雌牛	未経産のものであること。
馬	12月齢未満であること。
めん羊及び山羊	5月齢未満であること。
豚	4月齢未満であること。
肉を生産することを目的として飼養する家きん	3日齢未満であること。
卵を生産することを目的として飼養する家きん	18週齢未満であること。

[新設]

別表10 薬剤

薬 剤	基 準
除虫菊抽出物	共力剤としてピペロニルブトキサイドを含まないものに限ること。また、 <u>農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。</u>
クイノウサ	
ケイ酸ナトリウム	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
重 曹	
三酸化炭素	
カリウム石鹼（軟石鹼）	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
エタノール	農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
ホウ酸	容器に入れて使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
フェロモン	昆虫のフェロモン作用を有する物質を有効成分とする薬剤に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。
カプサイシン	忌避剤として使用する場合に限ること。また、農産物に対して病害虫を防除する目的で使用する場合を除く。

(注) 薬剤の使用に当たっては、薬剤の容器等に表示された使用方法を遵守すること。

別表 11 調製用等資材

調製用等資材	基 準
オゾン	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)
(略)	(略)

附 則

(施行期日)

1 (略)

(経過措置)

2 (略)

[削る。]

別表 10 [新設]

調製用等資材	基 準
[新設] 次亜塩素酸ナトリウム	[新設] 解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
次亜塩素酸水	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。
フマル酸一ナトリウム	解体の工程における食肉の消毒又は卵の洗浄用に限ること。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から起算して 30 日を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 別表 7 の基準に適合する期間以上有機飼養することができない場合は、当分の間、乳を生産することを目的として飼養する牛の項基準の欄中「6 月間（有機畜産物の生産に用いるための牛の飼養を開始する以前から当該農場において飼養していた牛にあっては、4 月間）」とあるのは「90 日間」と、同表乳を生産することを目的として飼養する山羊の項の基準の欄中「6 月間」とあるのは「90 日間」と読み替えるものとする。

3 更新の場合にあっては、第 4 条の表飼養の対象となる家畜又は家きんの項基準の欄 1 から 3 までに掲げるものの入手が困難な場合は、当分の間、別表 8 のほか、次の表の基準に適合するものを飼養することができる。

家畜又は家きんの種類	基 準
肉を生産することを目的として飼養する牛	12 月齢未満であって、次の(1)から(8)までのいずれかであること。 (1) 黒毛和種であって体重が 310kg 以下のもの (2) 褐毛和種であって体重が 340kg 以下のもの (3) 無角和種であって体重が 300kg 以下のもの (4) 日本短角種であって体重が 300kg 以下のもの (5) アンガス種又はヘレフォード種であって体重が 280kg 以下のもの (6) 雌を除くホルスタイン種であって体重が 310kg 以下のもの (7) ホルスタイン種を母とする交雑種であって体重が 310kg 以下のもの (8) 上記(1)から(7)に該当しない肥育用の牛であって体重が 340kg 以下のもの
肉を生産すること	12 月齢未満であること。

<u>を目的として飼養する馬</u>	
<u>肉を生産することを目的として飼養するめん羊及び山羊</u>	<u>5月齢未満であること。</u>
<u>肉を生産することを目的として飼養する豚</u>	<u>4月齢未満であること。</u>
<u>肉を生産することを目的として飼養する家きん</u>	<u>3日齢未満であること。</u>
<u>卵を生産することを目的として飼養する家きん</u>	<u>18週齢未満であること。</u>

[削る。]

4 第4条の表飼料の給与の項の基準に適合する有機飼料等及び有機畜産用自家生産飼料の入手が困難な場合は、当分の間、牛、めん羊又は山羊にあっては乾物重量換算で、平均採食量から同項基準の欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の15%まで、馬、豚又は家きんにあっては平均採食量から同欄1の(2)及び(3)に掲げる飼料の重量を除いた重量の20%まで、同欄1の(1)の飼料以外の飼料（組換えDNA技術を用いて生産されたもの、抗生物質又は合成抗菌剤を含むものを除く。）を給与することができる。

農林物資規格調査会部会議事次第

日時：平成23年10月11日（火）11時～

場所：農林水産省第3特別会議室

日時：平成23年10月12日（水）13時～

場所：東京地域センター会議室

1 開 会

2 議 題

○ 日本農林規格の見直しについて <11日>

- ・素材の日本農林規格

○ 日本農林規格の見直しについて

<11日>

- ・有機畜産物の日本農林規格
- ・有機飼料の日本農林規格

<12日>

- ・有機農産物の日本農林規格
- ・有機加工食品の日本農林規格

3 閉 会

配布資料

- 1 日本農林規格の見直しについて「素材」（案）
- 2 日本農林規格の見直しについて「有機畜産物」（案）
- 3 日本農林規格の見直しについて「有機飼料」（案）
- 4 日本農林規格の見直しについて「有機農産物」（案）
- 5 日本農林規格の見直しについて「有機加工食品」（案）
- 6 JAS規格の制定・見直しの基準

参考資料

有機関係統計資料

農林物資規格調査会部会委員名簿 (有機農産物等)

農林物資規格調査会委員

う け だ ひろゆき 受 田 浩 之	国立大学法人 高知大学副学長
な か た にまさかず 仲 谷 正 員	日本チェーンストア協会食品委員会委員
の の や ま あ り さ 野々山 有 紗	消費者 (公募委員)
ま る や ま ゆたか 丸 山 豊	特定非営利活動法人 日本オーガニック検査員協会理事長

農林物資規格調査会専門委員

あ べ あきら 阿 部 亮	元日本大学生物資源科学部 教授
あ り ふ く ゆう いち 有 福 雄 一	株式会社エコデザイン認証センター顧問
い おか とも こ 井 岡 智 子	消費科学連合会企画委員
か とう かず お 加 藤 和 男	特定非営利活動法人 日本有機農業生産団体中央会事務局長
が も う え み 蒲 生 恵 美	消費者 (公募委員)
か わ ど う ま え のぶこ 河 道 前 伸 子	全国消費者協会連合会 食品安全対策委員会委員長
さ わ き さ え こ 澤 木 佐 重 子	社団法人 全国消費生活相談員協会
た ま る こ 田 丸 せ つ 子	全国生活学校連絡協議会監事
な か じ ま れい こ 中 嶋 玲 子	消費者 (公募委員)
な か だ え り こ 仲 田 恵 利 子	関西生活者連合会理事
は た の たけし 波 多 野 豪	国立大学法人 三重大学大学院生物資源学研究科教授
ほ り え みや こ 堀 江 雅 子	一般財団法人ベターホーム協会
む ら か み ゆずる 村 上 讓	日本食生活学会理事
よ ね く ら けん いち 米 倉 賢 一	有機稲作研究所所長

(五十音順、敬称略)

パブリック・コメント等募集結果

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案

1. 改正案に係る意見・情報の募集の概要（募集期間：H23.11.14～12.13）

(1) 受付件数 2件（個人1、団体1）

(2) 意見と考え方
別紙のとおり

2. 事前意図公告によるコメント（募集期間：H23.11.4～H24.1.2）

受付件数 なし

(別紙)

有機畜産物の日本農林規格の一部改正案に対して寄せられた意見の概要及び意見に対する考え方について

御意見の概要	件数	御意見に対する考え方(案)
第2条 有機畜産物の生産の原則		
生産の原則に、生物の多様性の維持増進、資源の循環利用等の重要性を規定すべき。	1	有機畜産物のJAS規格は、コーデックスガイドラインを踏まえて具体的な生産方法や表示方法を規定するもので、食料・農業・農村基本法と同様に農業の自然循環機能の維持増進について規定しています。
第4条 畜舎又は家きん舎		
「飼料及び新鮮な水を自由に摂取できること。」は、飼養管理の項に規定すべき事項ではないか。	1	飼料や水を自由に摂取できることについては、それを可能とする環境として、畜舎又は家きん舎の条件として規定していることから、現行どおりとしています。
第4条 飼料の給与		
副産物資源を飼料として活用することを規定すべき。	1	食品製造施設から排出された副産物資源であっても、その原料、加工方法等について確認した上で有機飼料等の定義に合致するものを給与することが必要と考えており、現行どおりとしています。
第4条 健康管理		
6の「成長又は生産の促進を目的とした飼料以外の物質」とは何か。	1	ホルモン剤等の成長を助長するために与える物質を指しています。
第4条 一般管理		
7に「精神安定剤を使用しないこと」とあるが、精神安定剤を使用することは一般的でないにもかかわらず、規格に書くのはおかしい。「ストレスや苦痛を与えない方法で穏やかに行うこと」としてはどうか。	1	ストレスや苦痛を与えない方法として、コーデックスガイドラインに基づき、このように規定しています。

別表4 畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用薬剤		
オゾンを追加してほしい。	1	畜舎又は家きん舎の清掃又は消毒用剤として、オゾンの使用は一般的でないことから、現行どおりとしています。

* その他の意見提出もありましたが、今回の改正案に直接関係のないものでしたので御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。